他市区町村に滞在中の伊方町民の皆様へ

# 町外に滞在中の方の投票方法のご案内

令和８年 11 月 15 日(日)は愛媛県知事選挙の投票日です。
仕事や旅行などで町外に滞在中の方は、次の３つの方法のいずれかで投票することができます。

## ■ 投票方法

### １．滞在先の市区町村で「不在者投票」を行う方法

①「不在者投票用紙等請求書兼宣誓書」を記入して、伊方町選挙管理委員会へ提出してください。(郵送する場合には、裏面の送付先住所を切り取ってご利用ください。)

**※ＦＡＸや電子メールでは受付できません。**

②選挙管理委員会から投票用紙等が送付されます。

③滞在先の市区町村選挙管理委員会に投票用紙等を持参して投票してください。

不在者投票の受付場所、時間等は、滞在先の市区町村選挙管理委員会に確認してください。

| 投票場所 | 不在者投票の期間 | 投票できる時間 |
|---|---|---|
| 全国の市区町村 | 令和８年 10 月 30 日(金)　～　11 月 14 日(土) | 滞在先市区町村選挙管理委員会の執務時間中 |

※　不在者投票を行う日に滞在先市区町村で一定の選挙が行われている場合には、上記の不在者投票の期間は、「令和８年 10 月 30 日(金)～11 月 14 日(土)」と、投票できる時間は、「午前８時 30 分～午後８時 00 分」となります。
なお、投票場所によって投票できる期間、時間が異なることがありますので、詳しくは、滞在先の市区町村選挙管理委員会に確認してください。

### ２．伊方町内で「期日前投票」を行う方法

次のとおり期日前投票所を開設します。
どの投票所でも投票することができます。

| 期日前投票所 | 開設期間 | 投票時間 |
|---|---|---|
| 伊方町役場<br>瀬戸支所<br>三崎支所<br>町見出張所 | 令和８年<br>10 月 30 日(金)　～<br>11 月 14 日(土) | 午前８時 30 分<br>～<br>午後８時 00 分 |

## ３．投票日に伊方町内で「当日投票」を行う方法

投票日（11 月 15 日）に伊方町内の投票所で投票することができます。

**投票時間は、午前７時から午後８時までです。**

※ただし、伊方地域の**大成、鳥津**の投票所及び
**瀬戸、三崎地域の全投票所**では、午前７時から**午後７時まで**となります。

投票所が不明な場合は、お問い合わせください。

※投票所は住所地ごとに指定され、変更することはできません。

【問合わせ先】　伊方町選挙管理委員会
〒796-0301　愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地１（伊方町役場内）
TEL:0894-38-0211　FAX:0894-38-1373

送付先住所：

〒796-0301
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地１
伊方町役場 内
伊方町選挙管理委員会　行